

Bright Season 上大久保Ⅱ 建築協定について

10mを超えない
(最高高さ)

専用住宅または店舗兼用住宅
建蔽率 60%以内

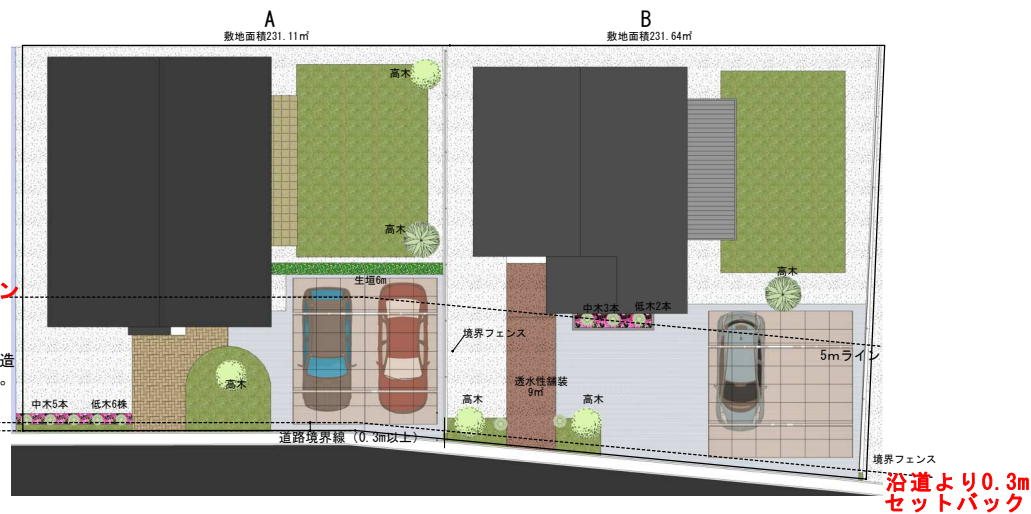
屋根の構造：降雪時に隣地、道路に雪が落ちないようにし、景観についても配慮したものの
外壁の色：建物の美観と景観を確保し周囲と調和するように配慮したものの



5mライン

塀、柵や土留等の構造物は設置できません。

沿道緑化部分
0.3mライン



緑化に関する基準

- ・緑化面積は敷地面積の10パーセント以上を確保
- ・敷地面積の5パーセント以上の緑化面積については、道路境界線から概ね5メートルの範囲内において確保
この場合、植栽と道路との間に塀等の遮蔽物や 駐車スペースの設置は不可
- 緑化面積算定基準 (樹木1本あたりの緑化面積換算値)
 - ①高木(樹木の高さ植栽時で2m以上、成木で3mを超えるもの) 3.5㎡
 - ②中木(樹木の高さ植栽時で1m以上、成木で1.5mを超え3m以下のもの) 1.5㎡
 - ③低木(樹木の高さ植栽時で0.3m以上、成木で1.5m以下のもの) 0.5㎡
- ・高木植栽加算：算定後の緑化面積に、高木1本当たり1㎡を加算できる
- ・駐車スペースやアプローチ部分等において、透水性舗装、保水性舗装及び芝ブロック等で舗装する場合は、その面積の1/2の面積を緑化面積に算入可能 (緑化面積の1/2を限度)
- ・生け垣の緑化面積：「幅0.6m×長さ」
- 植栽本数基準：必要緑化面積5㎡毎に中木を1本以上、10㎡毎に高木を1本以上植栽する

